

## 令和6年度 北本市手話通訳者養成講習会手話通訳 I 実施要領

### 1 目的

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について、理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得することにより、手話通訳者の養成を図ることを目的とする。

### 2 事業主体

北本市

### 3 実施主体

社会福祉法人北本市社会福祉協議会

### 4 対象者

次の(1)～(3)に該当し、受講審査※で受講を認められた人。

(1)市内在住・在勤・在学の18歳以上の人。

(2)手話奉仕員養成講習会修了者で、地域活動経験を1年以上行っている人または同等と認められる人。

(3)北本市登録手話通訳者を目指す人。

#### ※受講審査

8月27日(火)14時から北本市総合福祉センターで実施  
(手話表現3問、手話読み取り筆記1問)。

過去の手話通訳者養成講習会の受講経験者も対象とする。

### 5 実施条件

申込み人数が3名に達した場合に実施する。

ただし、受講審査の結果、受講者が3名を下回った場合は、この限りではない。

### 6 申込み

指定の申込書に記入のうえ、北本市社会福祉協議会にお申込みください。

指定の申込書は、下記の窓口または北本市役所障がい福祉課窓口で受け取るか、下記ホームページからダウンロードしてください。

社会福祉法人北本市社会福祉協議会  
〒364-0034 北本市高尾1-180(北本市総合福祉センター内)  
TEL593-2961 FAX592-6460  
ホームページアドレス <https://www.kita-sha.jp/>

### 7 申込期限

令和6年8月16日(金)必着

- 8 定員  
15 名
- 9 会場  
北本市総合福祉センター
- 10 日程  
令和 6 年 9 月 10 日から令和 7 年 3 月 11 日まで  
毎週火曜日 2 時から 4 時(別紙日程表のとおり)
- 11 回数、講習時間  
全 24 回(講習 22 回、特別講義 2 回 ※1 回あたりの講習時間は、2 時間)
- 12 修了の基準  
全 24 回のうち 8 割以上(19 回)出席した者とする。  
修了基準に達した者のみ、手話通訳Ⅱ・Ⅲ課程の受講を認める。
- 13 受講料  
無料(ただし、テキスト等講習教材費は受講者負担とする。)
- 14 テキスト  
社会福祉法人全国手話研修センター発行の次のテキストを使用する。  
「手話通訳Ⅰ ホップ ステップ ジャンプ」 3,080 円  
「手話通訳者養成のための講義テキスト」 1,980 円
- 15 保険  
ボランティア行事用保険  
(主催者や参加者のケガや主催者の賠償責任を補償)  
福祉サービス総合補償  
(活動従事者のケガや賠償責任を補償)
- 16 協力  
北本市聴覚障害者協会・北本手話サークル他
- 17 募集  
ポスター・チラシ・ソーシャルメディア
- 18 その他  
新型コロナウイルス感染対策を徹底する(手指消毒、換気)  
講習内で必要に応じて、透明のフェイスシールドや透明マスクを使用する。

## 令和6年度北本市手話通訳者養成講習会受講申込書

次のとおり、手話通訳者養成講習会の受講を申し込みます。

申込年月日	令和    年    月    日				
住 所					
電 話			FAX		
氏 名	カガナ	性別	男 女	生年月日	年 月 日
勤 務 先	所在地				
	名称		電話		
手 話 講 習 会 受 講	受 講 年 度	講 習 会 名			主 催
手話を通じた地域活動の状況(聴覚障がい者との関わり等)					